

I. 平成26年～29年の対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和元年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

※平成26年、27年及び29年対応方針において、平成29年（度）中に「結論を得る」等とされたものは、全て結論を報告済み。

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① その他

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
1	マイナンバー制度における療育手帳関係情報、外国人保護関係情報の情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)	内閣府 総務省 厚生労働省	地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）について、以下の措置を講ずる。 ・療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、提供側の地方公共団体の意見も把握しつつ、現場の事務が混乱することのないよう、 <u>平成29年度中に療育手帳に関する事務を独自利用事務として条例で定める地方公共団体が増加するよう関係府省が連携して働きかける。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和元年対応方針案】 療育手帳に関し地方公共団体が9条2項に基づき実施する事務（独自利用事務）については、独自利用事務を定めた条例の制定状況等に係る調査結果を踏まえ、当該条例を制定する地方公共団体が増加するよう、その制定による効果等を、地方公共団体に令和元年度中に周知する。 なお、療育手帳関係情報を情報連携の対象とすることについては、独自利用事務を定めた条例の今後の制定状況等を踏まえつつ、中長期的に検討を行う。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

II. 平成26年～30年の対応方針において、平成30年（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和元年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

○平成29年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
2	児童手当における学校給食費の徴収権限の強化 (学校給食法、児童手当法)	内閣府 文部科学省	学校給食費（11条2項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、地方公共団体による学校給食費の強制徴収を可能とする方向で検討し、 <u>平成30年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和元年対応方針案】 学校給食費（11条2項）の徴収に係る地方公共団体の権限については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校給食費の徴収に係る公平性の確保及び教員等の負担軽減の観点から、令和元年に策定した「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」も活用しつつ、令和4年度からの公会計化を目指し、地方公共団体が円滑に公会計制度を採用できるよう必要な取組を推進する。 地方公共団体による学校給食費の強制徴収等については、公会計化の状況等も勘案し、中長期的に検討を行う。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
3	幼稚園免許更新対象者の拡大 (教育職員免許法)	文部科学省	幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（9条の3第3項）の受講対象の拡大については、幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して調査・検討を行い、 <u>2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和元年対応方針案】 幼稚園型の一時預かり事業（児童福祉法（昭22法164）6条の3第7項及び子ども・子育て支援法（平24法65）59条10号に規定する一時預かり事業をいう。）に従事する者に関して、幼稚園教諭普通免許状に係る免許状更新講習（教育職員免許法9条の3第3項）の受講対象となる者を拡大することについては、中央教育審議会での議論等も踏まえ検討し、令和2年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
4	地方公共団体による道路整備に伴う踏切新設の際の運用の見直し (鉄道営業法及び道路法)	国土交通省	<p>鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平13国土交通省令151）39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、<u>2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和元年対応方針案】 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平13国土交通省令151）39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件としないことを地方運輸局、鉄軌道事業者及び地方公共団体に通知する。 [措置済み（令和元年●月●日付け●●通知）]</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

Ⅲ. 平成26年～30年の対応方針において、令和元年（2019年）（度）中に「結論を得る」等とされたもの

※前回会議（令和元年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

○平成27年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 教育・文化

No.	事項	関係府省	27年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
5	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し (学校教育法)	文部科学省	通級による指導の対象となる障害の種類（施行規則140条）については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、 <u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成29年度から実施しているモデル事業（令和2年2月終了）の分析結果等を踏まえ、令和元年度中に結論を得る。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成28年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
6	保育標準時間と保育短時間の統合 (子ども・子育て支援法)	内閣府 厚生労働省	子どものための教育・保育給付における保育必要量の認定(20条3項)については、上記支給認定証の交付に関する事務負担の軽減措置の状況等を踏まえ、附則2条4項に基づき、 <u>同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で、保育標準時間・保育短時間の区分の在り方について検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u>	現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行っており、同会議において具体的な議論を行い、年末に検討結果及び今後の対応について取りまとめる予定としている。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
7	<p>自立支援医療（精神通院医療）受給者証の更新手続きの期間延長 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）</p>	厚生労働省	<p>自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等から意見聴取を行った上で、現行の1年を延長することについて検討し、平成29年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p> <p><29年対応方針> 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見を踏まえ、マイナンバー制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、<u>平成31年中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和元年対応方針案】 自立支援医療に係る支給認定の有効期間（55条）については、地方公共団体、関係団体等の意見や個人番号制度における情報連携の運用状況を踏まえつつ、現行の1年を延長する方策について検討し、令和2年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
8	<p>幼保連携型認定こども園の設備に関する基準の緩和 (子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>幼保連携型認定こども園の施設基準の在り方については、子ども・子育て支援法（平24法65）附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u></p>	<p>現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行っており、同会議において具体的な議論を行い、年末に検討結果及び今後の対応について取りまとめる予定としている。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	28年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
9	<p>動物取扱責任者研修の見直し（研修回数等の義務付けの廃止等） （動物の愛護及び管理に関する法律）</p>	環境省	<p>動物取扱責任者研修（施行規則10条）については、より効果的かつ効率的な実施のため、地方公共団体の意向調査を行った上で、平成29年度中に全国的に周知すべき内容に係る研修資料を作成する。あわせて、動物取扱業者への監視指導の実態把握を行った上で、法令上義務付けている要件を含めた研修内容の在り方について検討し、原則として平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>研修資料の作成に関しては、地方公共団体の意向調査を平成29年2月に実施し、作成方針を取りまとめた。当該方針に基づき作成した研修資料（映像資料）を平成30年3月末に地方公共団体に配布した。</p> <p>また、令和元年6月19日に公布された改正動物愛護管理法において、動物取扱責任者の要件の充実が規定されたところ。</p> <p>研修内容の在り方については、改正動物愛護管理法の内容、平成30年12月の中央環境審議会動物愛護部会の「動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理）Ⅲ 4. 動物取扱責任者」の対応の方向性を踏まえ、公布から1年以内とされている改正動物愛護管理法の施行に向け必要な措置を講ずる予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成29年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年度対応方針案に記載するものは、案文を記載
10	認定こども園等における保育料に対する徴収権限の強化 (児童福祉法、子ども・子育て支援法)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	市町村が保育所、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園及び家庭的保育事業等に係る利用者負担額に関して、施設の設置者からの求めに応じて行う徴収事務（児童福祉法56条7項及び8項並びに子ども・子育て支援法附則6条7項）の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、 <u>同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、対象となる施設の法的性格や対象を拡大した場合の市町村の事務負担等を踏まえて検討し、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u>	現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行っており、同会議において具体的な議論を行い、年末に検討結果及び今後の対応について取りまとめる予定としている。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
11	<p>認定こども園での障害児等支援にかかる補助体系の見直し (私立学校振興助成法、子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>認定こども園における特別支援に係る補助については、認定こども園の類型や対象となる子どもの支給認定区分によって適用される事業が異なることによる利用者間の不公平性と地方公共団体等の事務の複雑さを解消するため、私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園等特別支援教育経費）（私立学校振興助成法施行令（昭51政令289）4条1項2号ロ）による補助の認定時期を柔軟化するとともに、多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）（子ども・子育て支援法59条4号）や地方交付税により措置されている事業を含め、障害の有無の確認方法を明確化し、地方公共団体に平成29年度中に通知する。</p> <p>また、これらの補助事業の一本化を含めた制度の在り方については、子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う子ども・子育て支援新制度の見直しの中で検討し、その結果に基づいて所要の措置を講ずる。</u></p>	<p>現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行っており、同会議において具体的な議論を行い、年末に検討結果及び今後の対応について取りまとめる予定としている。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
12	子ども・子育て支援法における支給認定の年齢区分の見直し（子ども・子育て支援法）	内閣府 文部科学省	幼稚園における2歳児の受入れに対する支援の在り方については、平成30年度に2歳児特有の発達を踏まえた配慮や3歳児以降の幼稚園教育との円滑な接続等に係る調査研究を実施した上で、その結果を踏まえて検討し、 <u>平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	平成30年度に実施した調査研究の結果等を踏まえ、現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行っており、同会議において具体的な議論を行い、年末に検討結果及び今後の対応について取りまとめる予定としている。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
13	子ども・子育て支援法における支給認定の職権変更事務の簡素化 （子ども・子育て支援法）	内閣府	<p>子どものための教育・保育給付の認定（19条1項）については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度中に府令を改正し、職権による支給認定の変更に関する市町村（特別区を含む。）の事務負担を軽減できるよう、認定手続や保護者への通知に関する事務について、一括処理を可能とすること等の必要な措置を、平成30年度から講ずる。 子ども・子育て支援法附則2条4項に基づき、<u>同法の施行後5年を目途として行う検討の際に、制度全体の見直しの中で、上記認定手続等の事務負担の軽減措置の状況等も踏まえ、支給認定の在り方について検討を行い、必要があると認めるときは所要の措置を講ずる。</u> 	<p>現在、子ども・子育て会議において、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る検討を行っており、同会議において具体的な議論を行い、年末に検討結果及び今後の対応について取りまとめる予定としている。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 運輸・交通

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
14	乗用タクシーによる貨物の有償運送の対象区域の拡大 (道路運送法、貨物自動車運送事業法)	国土交通省	<p>一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域又は同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域であって、人口が3万人に満たないものとしているが、輸送の安全の確保や利用者利益の保護が損なわれないかという観点から、当該区域における実施状況を検証するとともに、地方公共団体、貨物自動車運送事業者等の関係者の意見も踏まえ、その対象となる過疎地域の範囲の拡大について検討し、<u>平成31年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和元年対応方針案】 一般貨物自動車運送事業の許可を取得してタクシー車両により貨物運送を行うことができる区域については、発地又は着地が過疎地域自立促進特別措置法（平12法15）2条1項に規定する過疎地域（同法33条の規定により過疎地域とみなされた区域を含む。以下この事項において「過疎地域」という。）であって人口が3万人に満たないもののほか、過疎地域であって人口が3万人以上の市町村において、市町村の合併前に過疎地域であった人口3万人未満の区域が含まれる場合における当該区域を対象とする。 また、対象区域以外の区域については、当該区域を含む旅客自動車運送事業者及び貨物自動車運送事業者に対する調査を令和元年度中に実施の上、地方公共団体の意見や輸送の安全の確保及び利用者利益の保護が損なわれないかという観点を踏まえつつ、対象区域の範囲の拡大について検討し、令和2年中に結論を得る。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

③ その他

No.	事項	関係府省	29年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
15	<p>地方独立行政法人が設置・管理することができる公共的な施設の範囲の拡大 (地方独立行政法人法)</p>	総務省	<p>地方独立行政法人の業務の範囲(21条)については、地方公共団体からの要望の具体的な内容が確認された場合に、文化施設等を地方独立行政法人による設置及び管理の対象とすることについて検討し、<u>平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>提案団体の検討状況を踏まえ、検討を進めるものとしており、提案団体から改めて具体的な提案があれば対応等を検討する予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

○平成30年対応方針

(1) 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

① 産業振興

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
16	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令の国から都道府県への権限移譲 (電気工事業の業務の適正化に関する法律)</p>	<p>経済産業省</p>	<p>経済産業大臣の登録を受けた登録電気工事業者等に対する危険等防止命令(27条)については、電気工事に起因する波及事故等の発生状況及び都道府県知事の登録を受けた登録電気工事業者等に対する監督処分の実績の実態把握並びに都道府県の意向調査を行った上で、都道府県への並行権限付与等、国・都道府県の連携強化の在り方を検討し、<u>2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>【令和元年対応方針案】 登録電気工事業者等に対する監督については、国・都道府県の連携強化により迅速かつ効果的な実施に資するよう、当該事業者等情報の管理状況調査結果を踏まえ、令和4年度中に双方が保有する当該事業者等に関する情報を共有するための新たな仕組みを構築する。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

(2) 都道府県から市町村への事務・権限の移譲等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
17	処遇改善等加算の認定権限の移譲 (子ども・子育て支援法)	内閣府 文部科学省 厚生労働省	施設型給付費等に係る処遇改善等加算の認定に係る事務・権限については、都道府県と加算の認定の実施を希望する市町村の間で協議が整った場合に、当該市町村に移譲する方向で検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	都道府県と協議が整った市町村については、権限を移譲する方向で関係府省と協議を行いながら検討を進めているところ。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

(3) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
18	「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票（臨個票）の簡素化（難病の患者に対する医療等に関する法律）	厚生労働省	指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、 <u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	指定難病の特定医療費支給認定申請に係る臨床調査個人票の記載事項について、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減するため、必要な措置を検討中。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
19	放課後等デイサービス利用対象児童の拡大 (児童福祉法)	厚生労働省	放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方等も踏まえつつ、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	利用実態等に係る調査を実施中。 (当該調査の中間報告を踏まえ、対応について検討を進めているところ)
20	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化 (戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法)	厚生労働省	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018年度中に検討の方向性を示した上で、 <u>2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和元年対応方針案】 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、省令を改正し、簡素化する。 [措置済み(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年厚生労働省令第●●号))]]

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
21	介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員の資格要件緩和（介護保険法）	厚生労働省	要介護認定に係る調査（27条2項）については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	認定調査の実施状況を把握するため、平成31年度老人保健健康増進等事業において、「要介護認定業務の実施方法に関する調査研究事業」をテーマとして調査中。 具体的な対応について、令和元年度中に結論を得る。
22	自立支援医療費（精神通院医療）の申請書及び受給者証における性別項目の削除（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）	厚生労働省	自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記載を削除することについて検討し、 <u>2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和元年対応方針案】 自立支援医療（5条24項）に係る支給認定申請書、受給者証、受給者証等記載事項変更届、医師の診断書等については、令和元年度中に省令及び「自立支援医療費の支給認定について」（平18厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長）を改正し、性別の記載を削除する。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
23	<p>社会福祉法人が経営する社会福祉施設への施設監査（一般監査）周期の見直し （児童福祉法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、生活保護法、老人福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律）</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<p>児童福祉施設に対する施設監査（施行令第38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（厚生労働省子ども家庭局保育課）において、指導監査に当たったの留意事項を示したところ。引き続き、施設監査の項目及び監査の際に確認する書類等について検討中。</p> <p>その他の施設については、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、地方公共団体の事務負担の軽減に資するよう、施設監査の実態等を把握するために年内に地方公共団体に対してアンケート調査及び意見聴取等を実施する。加えて、必要に応じて更に詳細情報を補足及び確認した上で、施設監査の項目等に関する効率化に関して令和元年度中に結論を得る。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
24	<p>子ども・子育て支援新制度の施設給付費等に係る処遇改善Ⅱの配分方法の制約の撤廃 (子ども・子育て支援法)</p>	<p>内閣府 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平27内閣府告示49）1条35号の5）における加算額の配分方法等については、2018年度の同加算の実施状況等を踏まえ検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>平成30年8月から9月に実施した市町村向けセミナーにおいて、平成30年度から実施している処遇改善等加算Ⅱの配分方法の見直しについて、自治体職員に対して改めて制度の周知を行った。 平成30年度の処遇改善等加算Ⅱの実施状況等に係る調査を実施し、調査結果を精査中。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
25	<p>障がい者福祉事務における証の再発行申請等への個人番号記載の義務付け廃止 （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）</p>	内閣府 厚生労働省	<p>個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については、2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平18厚生労働省令19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令23条1項）、地域相談支援受給者証（同令34条の50第1項）及び自立支援医療受給者証（同令48条1項）並びに療養介護医療受給者証 ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭25厚生省令31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令30条） <p>また、身体障害者福祉法施行規則（昭25厚生省令15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳（同令7条及び8条）の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>【令和元年対応方針案】 身体障害者手帳の破損等に係る再交付申請（身体障害者福祉法施行規則（昭25厚生省令15）8条）については、令和元年度中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
26	児童福祉施設の実地検査に係る効果的・効率的な運用の見直し (児童福祉法)	厚生労働省	児童福祉施設に対する施設監査（施行令38条に基づく実地検査であって、保育所に対して行うものに限る。）については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、 <u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	令和元年5月30日付け事務連絡「児童福祉法に基づく保育所等の指導監査の効率的・効果的な実施について」（厚生労働省子ども家庭局保育課）において、指導監査に当たっての留意事項を示したところ。引き続き、施設監査の項目及び監査の際に確認する書類等について検討中。
27	住居確保給付金の再支給要件の緩和 (生活困窮者自立支援法)	厚生労働省	生活困窮者住居確保給付金（6条）の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、 <u>2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	【令和元年対応方針案】 生活困窮者住居確保給付金（6条）の支給については、令和元年度中に省令を改正し、傷病により求職活動を行うことができなくなった場合に、当該給付金の支給を一時停止し、当該傷病の治療を終え、求職活動を再開した際に支給を再開することができることとする。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
28	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病医療費助成制度の事務処理におけるマイナンバーによる情報連携項目の追加 (行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、難病の患者に対する医療等に関する法律)</p>	<p>内閣府 総務省 財務省 文部科学省 厚生労働省</p>	<p>指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則2条に基づき、<u>施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。</u></p>	<p>地方公共団体等の事務負担の軽減については、現在、難病法等の施行後5年後見直しに係る厚生科学審議会疾病対策部会難病対策委員会及び社会保障審議会児童部会小児慢性特定疾病児への支援の在り方に関する専門委員会（合同委員会）において、検討している。当該検討の結果も踏まえ、地方公共団体及び保険者と協議を行いながら、必要な対応を行う予定。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

② 環境・衛生

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
29	<p>災害廃棄物を産業廃棄物処理施設で処理する際の規制緩和 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)</p>	環境省	<p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。</p> <p>また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を2018年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して2019年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。</p> <p>あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</p>	<p>処理施設の所在地等を把握するための調査等を実施。あわせて、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った。</p> <p>非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9条の3の3）については、9月に、地方公共団体に対して、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題に係る調査を行った。当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等を含む検討会にて必要な対応を検討し、令和元年度中に結論を得る。また、当該調査結果に基づき、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

③ 消防・防災・安全

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
30	<p>消防団員等の消防車両運転に係る特例制度の創設 (消防団員の準中型自動車免許取得に対する助成事業)</p>	総務省	<p>消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許（以下この事項において「準中型免許」という。）の取得等については、以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消防団員の準中型免許取得費用に対する、地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例等を地方公共団体に2018年度中に周知する。 普通自動車免許を有していなくても準中型免許を取得することが可能であること及び準中型免許取得において地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを、自動車教習所等を通じ、新たに免許を受けようとする者に2019年度中に周知する。 上記のほか、消防団員の円滑な準中型免許取得のための方策について検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> 消防団員の準中型自動車免許の取得費用に対する地方公共団体の公費助成制度の創設を促すため、先行事例及び地方公共団体の当該助成に対する地方財政措置の概要等について、平成31年3月27日に地方公共団体に対して周知済み。 消防団員が消防車両を運転するために必要な準中型自動車免許の取得について、普通自動車免許を有していなくとも可能であること及び地方公共団体により創設される公費助成制度の活用が可能であることを周知するため、関係府省と調整の上、必要な資料を作成し、自動車教習所等に配布する予定。 上記のほか、消防団員の円滑な準中型自動車免許取得のための方策について検討中。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
31	建築基準法第51条 ただし書の許可を 要さない産業廃棄 物処理施設の規模 の見直し (建築基準法)	国土交通省 環境省	工業地域又は工業専用地域内における 廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、 増築又は用途変更に際する当該施設の位 置に対する制限(51条)については、都 市計画決定の状況及び同条ただし書にお ける許可の状況に係る地方公共団体に おける実態や当該施設の活動実績を調査し、 周辺の市街地環境への影響を整理した上 で、当該許可の考え方について検討し、 <u>2019年中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。</u>	【令和元年対応方針案】 工業地域又は工業専用地域内における廃 プラスチック類の破碎施設に係る新築、増 築又は用途変更に際しての当該施設の位 置に対する制限については、51条ただし書許 可に係る手続の円滑化に資するよう、許可 に係る取組事例を、地方公共団体に令和元 年中に通知する。
32	道路法施行令第38 条による不用物件 の管理期間の運用 弾力化 (道路法)	国土交通省	不用物件の管理期間(92条1項及び施 行令38条)については、地方公共団体に おける道路管理の実態等について把握し た上で、その在り方について検討し、 <u>2019年中に結論を得る。その結果に基づ いて必要な措置を講ずる。</u>	【令和元年対応方針案】 不用物件の管理期間(92条1項及び施行 令38条)については、路線廃止後の円滑な 土地利用に資するよう、管理期間の運用に 係る解釈を明確化し、地方公共団体に令和 元年度中に通知する。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

④ 土木・建築

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
33	宅地建物取引士における旧姓使用について (宅地建物取引業法)	国土交通省	宅地建物取引士証の記載事項（施行規則14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、 <u>2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和元年対応方針案】 宅地建物取引士証の記載事項（施行規則14条の11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用については、当該宅地建物取引士が希望する場合には、宅地建物取引士証に旧姓を併記することを可能とする旨を都道府県に対して令和元年度中に周知する。</p>

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

⑤ その他

No.	事項	関係府省	30年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
34	<p>住民基本台帳事務の住民票の写し等の交付に係る請求者の規定の明確化 (所得税法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)</p>	<p>内閣府 金融庁 財務省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険会社による保険契約者の個人番号を記載した支払調書の提出(所得税法225条)については、生命保険会社が保険契約者の個人番号を生前に収集する方策について検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> ・ 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについては、関係府省と協議・検討し、<u>2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【令和元年対応方針案】 生命保険会社が税務署長に提出する支払調書(所得税法225条1項4号)に記載する保険契約者の個人番号については、支払調書に記載が必要になるため、契約時など保険契約者の生存中速やかに、その旨を保険契約者に対し周知するとともに、これを収集し適切に管理する態勢を整えることなど、生前に収集するために必要な対応をすべきことを、生命保険会社に要請する。 [措置済み(令和元年9月20日金融庁と生命保険協会の意見交換会)] ・ 申請に基づく行政手続における死亡者の個人番号の必要性やその取扱いについて、関係府省に対して調査を実施した。当該調査結果を踏まえ、必要な措置について検討中。

平成26年～30年対応方針のフォローアップの状況

IV. 平成26年～30年の対応方針において、令和2年（度）以降に「結論を得る」等とされたもの（期限なしを含む）の内、既に結論を得られたもの

※前回会議（令和元年9月2日）までに結論を報告したものを除く。

○平成26年対応方針

(1) 義務付け・枠付けの見直し等

① 医療・福祉

No.	事項	関係府省	26年対応方針の内容	現在の対応状況の概要 ※原則、令和元年9月30日現在。 その後、特筆すべき動きがあれば記載 ※令和元年対応方針案に記載するものは、案文を記載
35	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整に係る事務処理の見直し (健康保険法、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律)	厚生労働省	資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者から旧保険者に対し療養費の受領について委任を行うことで、現保険者から旧保険者に直接支払う事務処理の普及を図る。その上で、被保険者資格のオンライン確認により過誤を減少させるための仕組み等、 <u>保険者の事務負担の更なる軽減に繋がる方策を検討し、必要な措置を講ずる。</u>	<p>【令和元年対応方針案】 被保険者資格喪失後の受診に伴う過誤を減少させるための仕組みについては、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図るため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、令和3年3月から本格運用を開始する。</p>